

新潟県保険医会 FAXニュース 第114号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

■ 長期収載品の選定療養に関する疑義解釈

「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その4)」(令和7年3月14日)より
【医療費控除について】

(問) 患者が長期収載品を希望した場合に支払うことになる「特別の料金」について、医療費控除の対象になるか。

(答) 「特別の料金」については、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価として、医療費控除の対象となる。

なお、マイナポータル連携により取得する「医療費通知情報」には、「特別の料金」は含まれないため、医療費控除の申告においては、保険医療機関又は保険薬局が発行する領収証を患者が適切に保存する必要がある。

(参考) 国税庁 HP https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122_qa.htm#q6

【包括される薬剤料について】

(問) 薬剤料が包括される小児科外来診療料、在宅時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料等を算定し院内処方を行った場合も長期収載品の選定療養の対象となるか。

(答) 長期収載品の選定療養の対象とはならない。

【医療上の必要性について】

(問) 同一性への固執が症状として見られる精神疾患や精神障害のため、普段から同じ機能の物についても形や色の変化を受け入れて生活することができないことから、医薬品の剤形や色などを変更することによって安定的な服薬ができないと医師が判断する場合には、医療上の必要性があると認められるか。

(答) 「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年7月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問1の④(事務局注: 剤形上の違いにより長期収載品を処方等をする医療上の必要があると判断する場合)に該当するため、医療上の必要性が認められる。

■ 電子処方箋導入等の補助金 期限延長

(1) 電子処方箋管理サービス

電子処方箋の導入費補助の対象が「2025年3月31日までに導入を完了させ、同年9月30日までに申請されたもの」から、「2025年9月30日までに導入を完了させ、2026年3月31日までに申請されたもの」へ延長されました。

なお、令和7年度の電子処方箋管理サービス新機能(機能拡充)に係る補助事業※の申請期間については、取扱いが確定し次第医療機関等向け総合ポータルサイトで案内される予定です。

※電子処方箋管理サービス新機能(機能拡充)に係る補助事業…リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカード署名、処方箋ID検索に係る改修に要した費用の補助

(2) 医療扶助におけるオンライン資格確認等

医療扶助のオンライン資格確認等の導入に係る補助金は、2024年の3月末まで導入完了した医療機関を対象としていましたが、申請状況等諸般の状況に鑑み当該要件が撤廃され、「当分の間」申請を受け付けることとされました。具体的期日は医療機関等向け総合ポータルサイトで追って案内される予定です。

○補助内容の詳細・申請はいずれも医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

○現時点では(1)、(2)とも導入は義務化されておりません。なお、電子処方箋の導入は医療DX推進体制整備加算1～3の施設基準要件とされています。

新潟県「医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業について」のホームページが開設されました。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ishikango/seisanseikoujyou.html>

詳細については現在調整中とされています。なお、申請時期は令和7年4月以降になる予定です。